

大学図書館近畿イニシアティブ有料広告掲載基準

平成19年6月20日
運営委員会決定

(目的)

第1条 この掲載基準は、大学図書館近畿イニシアティブ有料広告掲載取扱要綱（以下、「要綱」という。）に基づき、広告掲載の基準として必要な事項を定める。

(掲載基準)

第2条 要綱第2条に規定する掲載基準に基づき、次の各号に該当するものは掲載しない。

- (1) 公共性を損なうおそれのあるもの
- (2) 政治活動及び宗教活動に関係のあるもの
- (3) 暴力団、その他反社会的団体が関与すると認められるもの
- (4) 個人、団体等の意見広告及び名刺広告に類するもの
- (5) 公序良俗に反するもの、あるいは、誇大表示、不当表示その他表現方法等が不適切なもの
- (6) 一般市民に不利益を与える恐れのある商品先物取引及び貸金業に類するもの
- (7) たばこ、ギャンブルに類するもの
- (8) 人権を害するおそれのあるもの
- (9) 第三者の氏名、写真、談話、商標、著作物などを無断で使用しているもの
- (10) 法令等に違反し、又は抵触すると認められるもの
- (11) その他、運営委員会が広告掲載として適当でないと認めるもの

(その他)

第3条 この基準に定めるもののほか、必要な事項は大学図書館近畿イニシアティブ運営委員会が定める。

付 則 この基準は、平成19年6月20日から施行する。